

【雇用促進税制】

昨年末に公示された税制大綱に雇用促進税制についての記載がありましたが、いよいよその手続が開始されました。雇用促進税制とは、簡単にいうと企業または個人事業主が前年度より従業員数を一定数以上増やすなどの要件を満たした場合に、法人税または所得税からの税額控除が受けられる制度です。以下は税額控除を受けるまでの流れです。

～税額控除を受けるまでの流れ～

1. 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まる事業年度開始後2ヵ月以内にハローワークに『雇用促進計画』を提出

(適用条件)

- ① 青色申告適用事業主であること
- ② 適用年度とその前事業年度に事業主都合離職者がいないこと
- ③ 雇用者数5人以上(中小企業は2人以上)かつ10%以上増加※させていること
※雇用増加割合＝適用年度の雇用者増加数÷前事業年度末日の雇用者総数
- ④ 給与の支給額が比較給与等支給額※以上であること
※比較給与等支給額＝前事業年度の給与等の支給額＋(前事業年度の給与等の支給額×雇用増加割合×30%)
- ⑤ 風俗営業等を営む事業主でないこと

2. 事業年度終了後2ヵ月以内にハローワークに『雇用促進計画』の達成状況の確認を求め、『雇用促進計画』の返送を受けとる

3. 確定申告期限内に確認を受けた『雇用促進計画』を確定申告書に添えて税務署へ提出



1の『雇用促進計画』の提出は、平成23年4月1日から平成23年8月31日までの間に事業年度を開始した法人については、特例措置として平成23年10月31日まで受付が延長されます。

また上記手続によって税額控除できる額は雇用増加数1人につき20万円です。ただし当期法人税額の10%(中小企業は20%)が限度になります。

会社はこれまで以上に従業員の退職理由に気をつかわなくてはなりませんね。